

各務原市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱

(令和4年5月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の実情に応じた介護サービスの提供体制の整備促進及び在宅・施設サービスの整備の加速化・支援の拡充のために、岐阜県の定める岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱（以下「岐阜県交付要綱」という。）及び岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金実施要領に基づき、市が各務原市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により作成された岐阜県計画に記載された事業で、岐阜県交付要綱別表に掲げる事業のうち、市が民間事業者の実施する事業に対して補助を行うことが補助対象事業として定められている事業とする。ただし、岐阜県交付要綱第4条各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定める場合については、補助事業としないものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、岐阜県交付要綱別表第2欄に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、岐阜県交付要綱第5条に定めるところにより算定した額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する申請書に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(事業の着手)

第6条 補助事業の着手は、補助金の交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、補助事業の性質上その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の場合において、補助事業者は、補助事業の着手前に、前条に規定する申請書に併せて、事前着手届（別記様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、規則第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- （1）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- （2）補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の資金提供を受けないこと。
- （3）補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- （4）補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- （5）定期借地権設定のための一時金の支援事業において、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に、土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である補助事業者に戻還する旨定期借地権契約書に定めること。
- （6）土地所有者から一時金のうちの未充当期間相当額の返還があった場合には、市長へ報告するとともに、返還額の全部又は一部を市に納付すること。この場合において、補助事業者の事由による定期借地権契約の解約であっても、返還額の全部又は一部を市に納付すること。
- （7）補助事業の完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税等の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- （8）市長が、前号の規定による報告を受けた場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- （9）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了

後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

- (10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
- (11) 前号の市長の承認を受けて財産を処分する場合は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月17日付会発第0417001号大臣官房会計課長通知別添）第4の規定の例により算出した額を市に納付させることがあること。
- (12) 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット又はICTの導入支援等事業において介護ロボットを導入する際には、介護従事者の負担軽減のための介護ロボット導入計画を作成すること。
- (13) 前号の計画には、導入後3年間の達成すべき目標、導入すべき機器、期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容とすること。
- (14) 介護施設等の大規模修繕の際に併せて介護ロボットを導入した際は、介護ロボットの導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて示し、毎年度（介護ロボットを導入した日の属する年度の翌年度から3年度に限る。）4月30日までに市長に報告するとともに、他の施設への周知に努めること。ただし、報告期限の時点で導入後6月を経過しておらず、効果検証等ができないものについては、その旨を市長に報告すること。
- (15) 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット又はICTの導入支援等事業においてICTを導入する際には、岐阜県知事が別に定める様式により、事業実施年度の翌年度の6月20日までに市長に導入内容等を報告すること。
- (16) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存すること。

(規則第6条第1項第2号及び第4号に規定する市長の定める軽微な変更)

第8条 規則第6条第1項第2号の市長の定める軽微な変更は、補助金の交付決定額の20パーセント以内の減額であり、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 施設の機能を著しく変更しない程度の建物の規模又は構造の変更

(2) 事業目的に反しない程度の購入備品等の変更

2 規則第6条第1項第4号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助金の額の増減がなく、かつ、岐阜県交付要綱別表第1欄に掲げる補助対象事業ごとの同表第2欄に掲げる補助対象経費の20パーセント以内の配分の変更とする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請を取り下げることができるのは、補助金の交付決定の日から10日以内とする。

(実施報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して25日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第11条に規定する補助事業実施報告書に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

事前着手届

年度各務原市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金について、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので、下記誓約条項を付して提出します。

記

1 事業内容

施設種別	
施設名（定員数）	
施設の所在地	
設置主体	
事業名 ※複数事業について交付決定前に着手する場合は、全て記載すること。	
着手予定日	年 月 日
交付決定前着手が必要な理由	

2 誓約条項

- （1）補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災、地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、実施主体が負担します。
- （2）補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても異議を申し立てしません。
- （3）当該事業については、着手から補助金の交付決定を受ける期間内においては、計画の重要な変更を行いません。